



坂町くらし応援 クーポン券 参加店舗を募集中です



参加登録方法について

以下の書類をご準備の上、役場企画財政課へ郵送または持参にて 12 月 27 日（火）までに提出（必着）してください。

必要書類 ①坂町くらし応援クーポン券取扱店登録申請書兼誓約書

②振込先口座の通帳の写し（口座名義カナが記載されているもの）

③法人の場合：登記簿謄本の写し（3 か月以内に発行されたもの）

個人の場合：直近の確定申告書の写し（税務署受領印があるもの）または
営業許可証など営業の実態が確認できる書類

参加要件 ①町内に事業所または店舗がある事業者

②買い物弱者の支援を目的として、町内で営業を行う移動販売店舗

ただし、次の事業者を除く

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当する営業を行う者
- ・特定の宗教、政治団体と関わる場合または業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
- ・暴力団等反社会勢力である者

【クーポン券の使用対象にならないもの】

- ・出資や債務（税金、振込手数料、電気、ガス、水道料金等）
- ・有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、官製ハガキ、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- ・たばこ事業法（昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこ
- ・事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等
- ・土地、家屋購入、家賃・地代・駐車場（一時預かりを除く）等の不動産に係るもの
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ・クーポン券の交換または売買等
- ・その他、クーポン券事業の目的に沿わないと認められるもの

問合せ 役場企画財政課 ☎820-1507



予告 坂町くらし応援 クーポン券を配布します

坂町では、原油価格や物価の高騰などの影響を受けている町民の家計の支援及び地域経済の活性化を目的として、坂町内で使える「坂町くらし応援クーポン券」を配布します。

町民の
皆様へ

坂町くらし応援クーポン券について

一人当たり
500円券 × 10枚
計5,000円分

対 象 令和 4 年 11 月 1 日時点で、坂町の住民
基本台帳に記載のある方

配布時期 12月中旬に各世帯へ送付します

使用期限 令和 5 年 3 月 31 日（金）

小規模店舗専用券



緑色

× 6 枚
(3,000 円分)

※小規模店舗とは、町内に本店がある店舗（法人）
または町内の個人事業主の店舗です。

全店舗使用可能券



ピンク色

× 4 枚
(2,000 円分)

1 会計につき
1,000 円分
(2 枚分) まで
使えるよ！

クーポン券の使用について

- ・本券は使用期限を過ぎると無効になります。
- ・本券は現金との引き換えはできません。
- ・使用の際、差額の返金（お釣りの支払い）はできません。
- ・商品券など、クーポン券として利用できない商品やサービスがあります。
（詳しくは左ページ【クーポン券の使用対象にならないもの】をご確認ください。）
- ・クーポン券の第三者への転売・譲渡はできません。
- ・本券の盗難、紛失、滅失等に関する再発行はできません。
また、坂町は一切その責任を負いません。

使用できる
店舗はこちら

